海士流商業・サービス業感染症対応支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、海士流商業・サービス業感染症対応支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、海士町補助金等交付規則（平成30年9月28日海士町規則第19号）によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　新型コロナウイルス感染症（令和２年１月２８日政令第１１号により指定感染症に指定された感染症をいう。以下同じ。）の拡大により毀損した地域経済への影響を踏まえ、中小企業者（中小企業支援法第２条第１項で規定する中小企業者をいう。以下同じ。）の事業継続に向けた売上確保のための取組（以下「感染症対応事業」という。）に対して、予算の範囲内において補助金を交付することにより、地域経済の回復を図ることを目的とする。

（交付の対象者）

第３条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する事業者とする。ただし、町長が特に認めた者はこの限りではない。

（１）町内に事業所を有する法人又は個人。

（２）法令及び公序良俗に反していないこと。

（３）町税の滞納がない者。

（対象事業及び補助金の額）

第４条　補助金の交付対象である事業の内容及びその補助金の額は別表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。ただし、消費税及び地方消費税は補助対象経費から除くものとする。

２　補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第５条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は海士流商業・サービス業感染症対応支援事業費補助金交付申請書（様式第１号）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第６条 町長は、前条の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、海士流商業・サービス業感染症対応支援事業費補助金交付決定通知書（様式第２号）により速やかに申請者に通知するものとする。

（交付決定内容の変更等）

第７条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付事業者」という。）は、決定内容を変更又は中止する場合には、海士流商業・サービス業感染症対応支援事業費補助金変更承認申請書（様式第３号）によりあらかじめ町長の承認を受けなければならない。

２ 町長は前項による補助事業の内容の変更又は中止の申請があったときは、申請にかかる書類等の内容の適否等を審査し、補助金の交付の決定内容を変更すべきと認めたときは、海士流商業・サービス業感染症対応支援事業費補助金変更承認通知書（様式第５号）により速やかに補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第８条 交付事業者は、交付決定のあった年度末日までに海士流商業・サービス業感染症対応支援事業費補助金実績報告書（様式第５号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第９条 町長は前条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助金の成果がその交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、海士流商業・サービス業感染症対応支援事業費補助金交付確定通知書（様式第６号）により交付事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第１０条 補助金は、前条の補助金の額の確定した後において交付するものとする。ただし、町長が特に必要があると認めた場合には、交付決定の後に概算払いにより交付することができるものとする。

２ 交付事業者は、前項の規定により、補助金の交付を受けようとするときは、海士流商業・サービス業感染症対応支援事業費補助金交付（概算払）請求書（様式第７号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第１１条 交付事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

（１）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（２）申請書その他の提出書類の内容に偽りがあったとき。

（３）実績報告書により、補助金の対象とならないことが判明したとき。

（４）その他町長が補助金の交付が不適当であると認めたとき。

２ 前項の規定は、交付事業について交付すべき補助金の額の確定があった後についても適用する。

（補助金の返還）

第１２条 町長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、交付事業者に対し期限を定めてその返還を求めることができるものとする。

（その他）

第１３条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第４条関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 補助対象者 | 補助対象経費 | 補助率 | 補助限度額等 |
| 町事業 | 別記第１に掲げる事業を実施する中小企業者 | ①感染防止対策にかかる経費（改修費、備品購入費、備品リース料、広告宣伝費、消耗品費、委託費等）②新事業展開にかかる経費（改修費、備品購入費、備品リース料、広告宣伝費、消耗品費、委託費等）等※①、②の併用可※令和２年４月７日以降に着手し、令和２年１２月３１日までに完了した事業を対象とする。※付随して発生する経費（運賃、設置費等）も補助対象とする。※消耗品・原材料は令和２年１２月３１日までに使用したものを補助対象とする。 | 補助対象経費の10/10 | 補助上限額： 200千円（補助対象経費上限額は200千円）補助下限額： 20千円（補助対象経費下限額は20千円） |

（別記）

第１　対象となる業種

１　補助金の交付対象となる業種は日本標準産業分類大分類のうち、次に掲げるものとする。

（１）小売業

（２）宿泊業

（３）飲食サービス業

（４）生活関連サービス業

（５）娯楽業

（６）道路旅客運送業

（７）水運業

２　前項に掲げるもののうち、対象とならない業種については、島根県の商業・サービス業感染症対応支援事業費補助金実施要領の別記に準ずる。